

# 放課後児童クラブ募集要項

## (1) 放課後児童クラブについて

仕事などによって昼間に保護者が家庭にいない、町内の小学校に通う児童(1～6年生)に適切な遊びや生活の場を提供することで、児童の健全育成と、保護者の仕事と子育ての両立を目的としています。

※放課後児童クラブは、仕事などの理由で放課後に児童の面倒を見ることができない家庭を支援する事業です。『友達がいるから』『宿題をさせてくれるから』といった理由での申し込みはできません。児童本人を含め、家族でよく話し合ったうえで、申し込みをしてください。

### 放課後児童クラブ設置場所

学校区	放課後児童クラブ名	開設場所	電話番号
志賀小学校区	志賀放課後児童クラブ	志賀小学校隣 高浜町マの14番地1	0767-32-0384
富来小学校区	富来放課後児童クラブ	とぎ保育園横 富来領家町ツの1番地26	0767-42-0113

## (2) 対象校および学年

- ◇志賀放課後児童クラブ 志賀小学校 1～6年生
- ◇富来放課後児童クラブ 富来小学校 1～6年生

## (3) 児童クラブ入会要件

対象となるのは次のいずれにも該当する場合です。

- ◇町内小学校に就学している児童
- ◇保護者等同居家族(学生・65歳以上の方を除く)が就労・病気等により、放課後家庭で保育することができない児童
- ※保護者とはその児童の父母、または父母に代わって保育している方の事をいいます。
- ◇入会基準を満たしている場合であっても、就労時間が児童クラブ開所時間前に終了する場合は利用の対象外となります。
- ◇保育料・おやつ代の長期滞納がない世帯

## (4) 開設時間

- ◇通常(平日)
  - 下校時～午後6時まで
  - (午後7時まで延長保育)
- ◇1日開所日(春・夏・冬休み・学校の代休日)
  - 午前7時30分～午後6時まで
  - (午後7時まで延長保育)

◇第3土曜日

午前7時30分～午後5時まで  
(午後7時まで延長保育)

#### (5) 児童クラブの休業日

◇土曜日 (第3土曜日を除く)・日曜日・国民の祝日

◇8月13日～8月16日 (お盆)

◇12月29日～1月3日 (年末年始)

#### (6) 登所および帰宅の方法

学校が開校している日

◇志賀・富来 両放課後児童クラブともに、低学年は慣れるまでの間、支援員が学校へ迎えに行き、徒歩で登所します。その他の児童はクラスごとに登所します。

◇学校休業日の登所は、両放課後児童クラブともに保護者がクラブの玄関まで送り支援員に引き渡してください。

◇どちらのクラブも帰宅は保護者の迎えが必要です。

#### (7) 保護者負担金

◇保育料 6,000円/月 (毎月のお支払い)

◇おやつ代 2,000円/月 (毎月のお支払い)

◇保険料 800円/年1回 (入会初回の月にまとめて徴収)

**次のいずれかに該当する場合は、退会していただきます (入会決定の取り消し)**

◇入会申請に誤りがあったとき

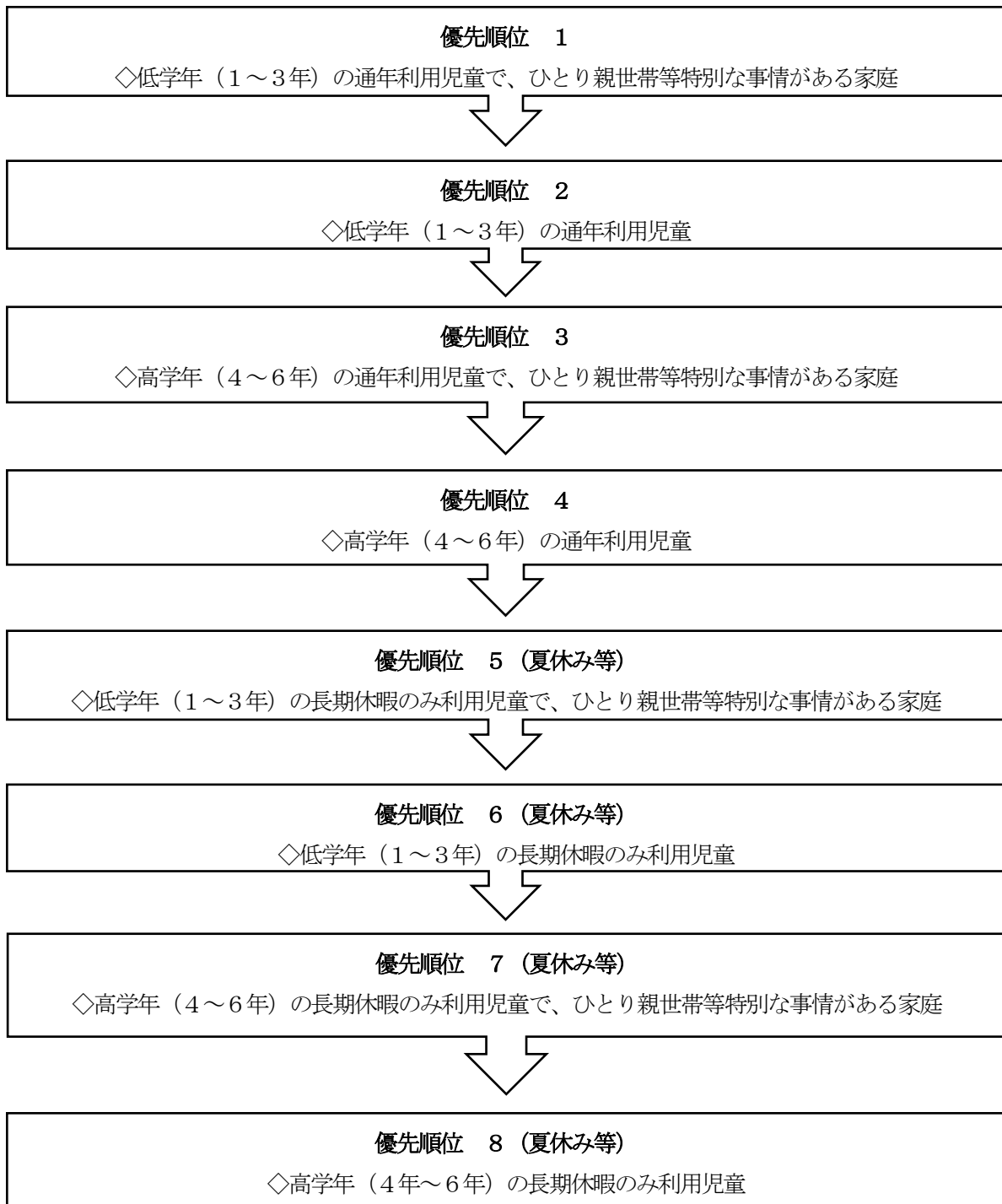
◇仕事を退職したとき

◇育児休暇を取得したとき

◇保育料・おやつ代を滞納したとき (警告に応じない場合)

◇放課後児童クラブは放課後を安全に過ごす集団生活の場であることを十分にご理解いただき、他の児童に迷惑となる行動 (暴力・暴言・逃避・トラブル等)、ルールを守れない等集団生活 (保育) に不相当と認められる場合

## 放課後児童クラブの入会決定に係る優先順位の考え方



※優先順位が同じ場合は、利用児童の学年、保護者の勤務時間、同居家族（兄弟祖父母等）の事情等を勘案して決定します。（決定通知は2月頃の予定です。）

※申込多数の場合は、ご希望に添えない場合があります。